

第6回 貧困の連鎖対策研究会 議事録

日 時：2018年1月23日（火）午後3時～5時

場 所：第2750地区ガバナー事務所

第1部 「子どもの虐待問題に関するNPO法人の活動について」後藤啓二氏講演

後藤啓二氏：NPO法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会代表理事，
弁護士

子どもに対する虐待問題も，貧困とかなり重複する部分がある。

現在活動しているNPO法人の主な活動の一つは，法改正，条例の制定を求めること。もう一つは，被虐待児童の精神的ケアである。

活動当初は，公的機関（児童相談所・警察・学校・行政）から被虐待児童やトラウマを抱えた子ども達を紹介してもらい，その子達に対して児童精神科医や臨床心理士を紹介して専門的な治療を受けさせ，その費用をこちらで負担するという流れを想定していたが，今まで公的機関からの紹介はゼロ。口コミやホームページを見て連絡をくれた人ばかりである。

貧困と重なる問題として，予期せぬ妊娠をした人が出産直後に虐待死させてしまう事例が多い。山ほどいる支援対象者をどのように探し出すかが大きな課題である。寄附金を集めると共に，関係団体（医師会・企業・学校など）への協力を求めていることが必要と考えている。

国立青少年教育振興機構では，児童養護施設等の退所者らを対象に「学生サポーター制度」を行っている。

NPO法人を起ち上げることは難しくはないが，何をやるのかを決める事が重要である。既存の所を支援するのであれば，とにかく資金が必要となり，それをどうやって集めるのか。自分たちで支援するのであれば，資金以外でどんな支援活動を

するのか。

第2部 「**特例認定**特定非営利活動法人の設立に向けて」講師：高橋真悟氏

①特定非営利活動法人（NPO法人）とは

特定非営利活動促進法第2条1項の内容について

②特定非営利活動法人設立までの概略

法人格取得の手續，設立要件について（参考：認証期間を約2か月間に短縮します（東京都））

③「特例認定」特定非営利活動法人の特典とは

上記②の特定非営利活動法人の設立後，1年以上活動すれば，所轄庁に特例認定の申請ができるようになる。この認定を受けると，特例認定NPO法人として税制上の優遇措置（寄付した人が寄附金控除）が受けられる（税法上の特例 特定非営利活動促進法第71条）。実務上，税制優遇を受けるには約2年かかる。

以上